

## 2部 環境の現況と対策

### 第1章 スマート社会とくしま

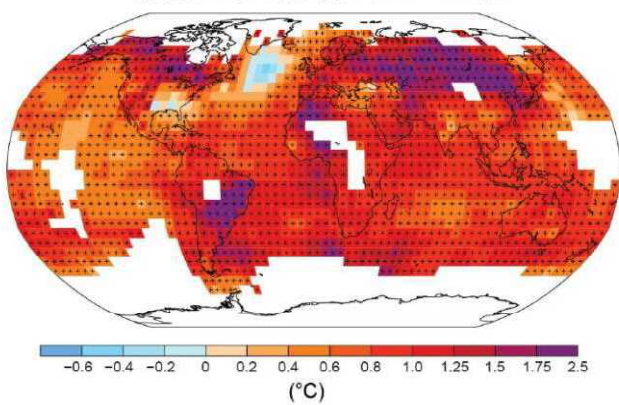
#### 第1節 地球温暖化の防止

##### 1 現状と課題

東日本大震災以降、原子力発電所の稼働問題や停止による「全国的なエネルギー不足の発生」、エネルギー確保のための「火力発電所の増出力」などによるエネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量の増加が及ぼす地球環境への影響が懸念されています。

また、世界的にもIPCC（気候変動に関する政府間パネル）報告書では、「人間活動」を温暖化の主要因としており、このままでは平均気温・海水面の上昇、さらに異常気象の頻発化が危惧されると、地球温暖化対策は世界共通の課題となっています。

観測された地上気温の変化（1901～2012年）



（出典）

IPCC第5次評価報告書第1作業部会報告書  
政策決定担当者向け要約 気象庁から

これまで以上に、地球環境への影響を配慮した取組が不可欠となっており、地球環境への負荷が小さい「自然エネルギーの積極的な導入促進」をはじめ、「省エネ型ライフスタイルの推進」、「限りあるエネルギー源の効率的な利用」などの取組を進めていく必要があります。

##### ○温室効果ガスの状況

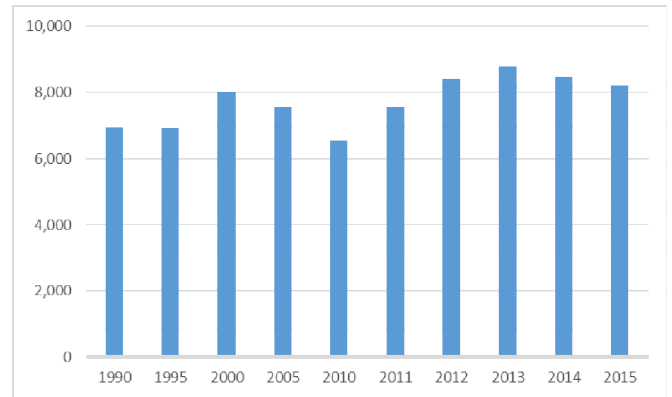
###### ①排出状況

全国の排出状況を見ると、2017年度の排出量（速報値）は、12億9,400万t-CO<sub>2</sub>となっており、前年度比で総量が0.2%減、基準年（2013年度）比では総量が6.2%減となっています。

一方、本県の排出状況を見ると、最新年度である2015年度は8,244千t-CO<sub>2</sub>であり、前年に比べ3.9%減少しています。（三フッ化窒素を含む）（図1-1-1）

また、県内民有林の森林吸収量は、882千t-CO<sub>2</sub>となっています。

図1-1-1 温室効果ガス排出量の推移（千t-CO<sub>2</sub>）



（三フッ化窒素を含む）

温室効果ガス排出量のほとんどを二酸化炭素が占めており、二酸化炭素の排出部門別では、民生部門（41.1%）、産業部門（37.5%）、運輸部門（17.0%）の順に排出が多くなっています。（図1-1-2及び1-1-3）

図1-1-2 温室効果ガス排出量の内訳

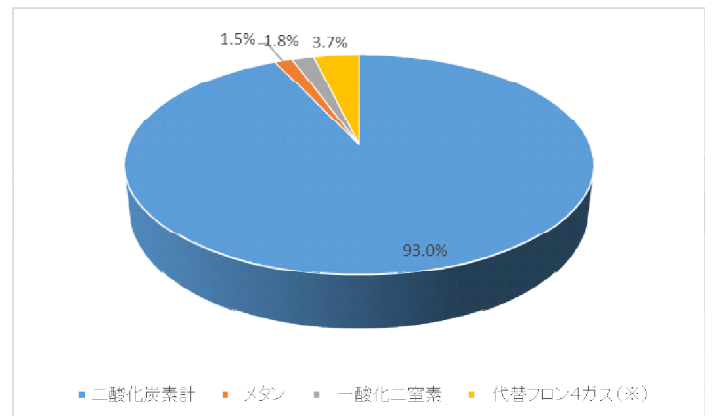
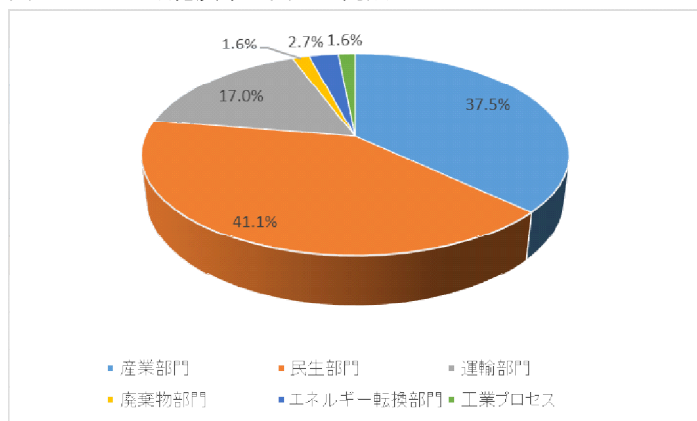


図1-1-3 二酸化炭素排出量の内訳



民生部門…家庭系（一般家庭）、事業系（オフィス等）  
 運輸部門…自動車、鉄道、船舶、航空機  
 廃棄物部門…廃棄物の焼却  
 エネルギー転換部門…電気事業とガス事業の自家消費  
 工業プロセス…生石灰製造工程等

主たる温室効果ガスである二酸化炭素について、2011年に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の停止と、それを補うための火力発電所の稼働により、電力の排出係数が上昇したことが主な要因となり、近年、排出量が増加していましたが、2015年度は電力の排出係数の改善により、排出量が2年連続で減少しました。

## 2 本県の取組

「今世紀後半に温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指す「パリ協定」が、平成28年11月に発効し、低炭素社会から一歩進んだ「脱炭素社会」に向けた機運は、世界的に高まりを見せています。

そうした中、本県では、「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例（愛称：すだちくん未来の地球条例）」、「意欲的な温室効果ガスの削減目標」、「徳島県気候変動適応戦略」を気候変動対策の「三本の矢」と位置づけ、全国に先駆けた取組や本県独自の取組を盛り込んだ意欲的な対策を打ち出すこととしました。

### 徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例 （平成29年1月1日施行、愛称：すだちくん未来の地球条例）

脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、気候変動対策に関する基本方針の策定その他必要な事項を定めることにより、県、県民、事業者等が相互に連携し、一体となって気候変動対策の推進を図り、もって将来の県民に良好な環境を継承することを目的としています。

- 家庭生活、事業活動等に係る気候変動対策
- 再生可能エネルギーの利用等による気候変動対策
- 各種計画書の義務づけ など

### 徳島県地球温暖化対策推進計画

（平成23年8月策定）（平成28年12月追加目標設定）  
 「地球温暖化対策推進法」及び「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例」に基づき策定するもので、本県の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するためのものです。

なお、国において、2030年度を目標年度とする削減目標が示されたことから、平成28年12月、温室効果ガスの「新たな削減目標」を追加しました。

#### 削減目標

- 短期目標：2020年度に1990年度比で25%削減
- 中期目標：2030年度に2013年度比で40%削減

#### 計画期間

2011年から2020年までの10年間

#### 新たな削減目標

温室効果ガスについては、民生部門をはじめ運輸部門などの排出抑制を図り、本県における森林吸収量と合わせ、2030年度には2013年度比で40%削減を目指します。これは、26%削減するとした国の削減目標に、本県の削減努力を上乗せして設定したもので、意欲的な目標となっています。

なお、削減目標については、今後の国の動向等を踏まえ、必要に応じて見直すなど柔軟に対応します。

#### 施策の方向性

温室効果ガスの排出抑制や吸収源対策などを推進していくため、産業部門や家庭部門などの「部門別の取組」についての基本的な方向性や「部門横断的な取組」を明らかにし、施策の積極的な展開を図ります。

また、高い削減目標に挑戦するために、脱炭素型ライフスタイルや最新技術の導入の支援を行います。

#### 対策の推進

温室効果ガスの排出削減を効果的かつ着実に推進するため、本県の特性を活かした先進的な取組を中心に、4つの「重点分野」に取りまとめた「重点プログラム」を県民総ぐるみで推進しているところです。

さらに、「新たな削減目標」においては、新条例の構成に合わせて、「未来を守る！緩和策」と「未来を創る！協働策」に分けて、「県民総活躍」「地域資源の最大限活用」「政策の総動員」の視点に基づき、対策を展開しています。



企業局のメガソーラー



風力発電(イメージ)

## 気候変動適応戦略

(平成28年10月策定)

今後、最も厳しい削減シナリオをとったとしても、気候変動のリスクを避けることはできず、気候変動がもたらす影響は、地勢・産業・人口構成などによって異なることから、本県の地域特性を踏まえ、体系的に適応策に取り組むための戦略です。

- 適応策の主流化
- 気候変動の進行に応じた柔軟な対応
- 「適応策」に対する理解の促進
- 「現場感覚」に即した「適応」の促進 など

### (1) スマートコミュニティの推進

持続可能な省エネ社会の実現に向け、電気自動車などの次世代自動車の普及や、「電力の見える化の推進」による県民の省エネ意識の高揚に繋がる取組など省エネ型ライフスタイルの定着に向けた普及啓発や実証事業等を展開しています。



写真1



写真2

- 歩行者用信号機の完全LED（電球）化（写真1）（25年度）  
（消費電力の削減、歩行者の視認性の向上など）
- 充電インフラの整備（写真2）（25年度～）  
（ビジョンに基づき、空白地域の解消を推進など）

### (2) 「省エネ型社会へのライフスタイル転換」に向けた行動変革

エネルギー消費が増える夏季や冬季を中心に、県民や事業者へ、省エネ・省資源の取組を呼びかける「徳島夏のエコスタイル」、「徳島冬のエコスタイル」のイベントや、各種広報媒体を利用し、広く呼びかけています。



県民への呼びかけ



子ども向けイベント

特に、「徳島夏のエコスタイル」では、徳島県版サマータイム「あわ・なつ時間」として県が率先して取り組み、また関西広域連合の構成府県市に呼びかけ、結果、共通の取組となるなど、広がりを見せているところです。

### (3) 脱炭素型設備転換支援事業補助金

温室効果ガス削減のため、民生部門において大幅な省エネを実現するネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）やネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）に対して補助を実施しています。

<条件等（平成29年度）>

#### ① 補助対象者

県内に住所を有する個人又は県内に本拠を置く法人で、ZEH又はZEBの新築等を行う者

#### ② 補助対象設備

蓄電システムを備えたZEH又はZEB（経済産業省又は環境省の補助金を受けるもの）

#### ③ 補助対象経費

ZEH 住宅の設備等については10万円とし、蓄電システムに要する経費の1/3又は初期実効容量1kwh当たり3万円のいずれか低い金額を加算した額

ZEB 補助対象経費(設計費,設備費,工事費)の1/3

#### ④ 補助限度額

ZEH 40万円

ZEB 500万円



ZEH・ZEB(イメージ)